

事務連絡
令和5年3月10日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
副会長兼専務理事 境 政人

マイクロチップの装着等の義務化に係る 制度説明動画の周知について

このことについて、令和5年3月1日付け事務連絡をもって、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から、別添のとおり通知がありました。

この度の通知は、令和4年6月1日に施行された動物愛護管理法に基づくマイクロチップの装着等の義務化に係る制度説明動画を配信したことについて、周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

環境ホームページ URL :

- 犬と猫のマイクロチップ情報登録について(資料等を参照できます)
<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/chip.html>

- 環境省公式 YouTube チャンネルによる配信(動画を視聴できます)

○チャンネル URL :

<https://youtu.be/MXxf2GYECA>

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会
事業担当：栞野

TEL 03-3475-1601

E-mail kuwano@nichiju.or.jp

事 務 連 絡
令 和 5 年 3 月 1 日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

マイクロチップの装着等の義務化に係る制度説明動画の周知について

令和4年6月1日から施行された動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律により、犬猫等販売業者に対するマイクロチップの装着等の義務化に関する制度を開始しました。

当該法律の施行日以降、獣医師は、犬又は猫の所有者からマイクロチップの装着の依頼を受けて、当該犬又は猫にマイクロチップを装着した場合には、当該所有者にマイクロチップ装着証明書を発行しなければならないこととされました。また、令和5年6月からは、診療施設に持ち込まれた「所有者の判明しない犬又は猫」に装着されたマイクロチップの識別番号を登録システムで検索することで、当該所有者への通報が可能となる予定であり、当該制度において診療施設で勤務する獣医師は重要な役割を果たすこととなります。

つきましては、今般、マイクロチップの装着等の義務化に係る制度説明動画を下記のとおり配信いたしますので、当該配信動画について、地方獣医師会を始めとする関係団体等への周知いただくよう、お願い申し上げます。

記

1. 配信者：環境省
2. 配信期間：令和5年3月1日（水）から令和5年3月31日（金）予定
3. 方式：環境省公式YouTubeチャンネルによる配信
○チャンネルURL：<https://youtu.be/MXxf2GYYECA>
4. プログラム
 - ① マイクロチップ制度とは
 - ② 「狂犬病予防法の特例」について
 - ③ 令和4年6月に改正施行された動物愛護管理法施行規則の解説
 - ▶ マイクロチップの装着やマイクロチップ装着証明書の発行について
 - ④ 令和5年6月に改正施行される動物愛護管理法施行規則の解説
 - ▶ 獣医師への情報提供（システム検索）について

以上

【連絡先】

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

担当：浅利

電話番号：03-3581-3351（内線：21341）

マイクロチップ^oの装着等の義務化に係る 制度説明

令和5年3月1日
環境省 動物愛護管理室

1. マイクロチップ制度とは
2. 「狂犬病予防法の特例」について
3. 令和4年6月に改正施行された動物愛護管理法施行規則の解説
 - マイクロチップの装着やマイクロチップ装着証明書の発行について
4. 令和5年6月に改正施行される動物愛護管理法施行規則の解説
 - 獣医師への情報提供（システム検索）について

1. マイクロチップ制度とは

環境省のマイクロチップ登録制度は、民間登録事業者が実施している登録事業とは異なります。



環境大臣の登録事務を担う指定登録機関に公益社団法人日本獣医師会が指定されました。



公益社団法人日本獣医師会が民間登録事業として実施しているA I P O事業とは異なります。



国による新たな登録制度

① 犬猫等販売業者へのMCの装着、情報登録の義務化

※犬猫販売業者以外については、装着は努力規定

② MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録の義務化

③ 狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例

○MC装着に伴う犬の情報登録時には、求めにより市町村長に通知

○装着されたMCは、狂犬病予防法上の鑑札とみなす



④ 都道府県等による所有者への指導・助言（努力義務）

⑤ 環境大臣による指定登録機関の指定

○環境大臣が指定する者に、登録等の業務を行わせることができる

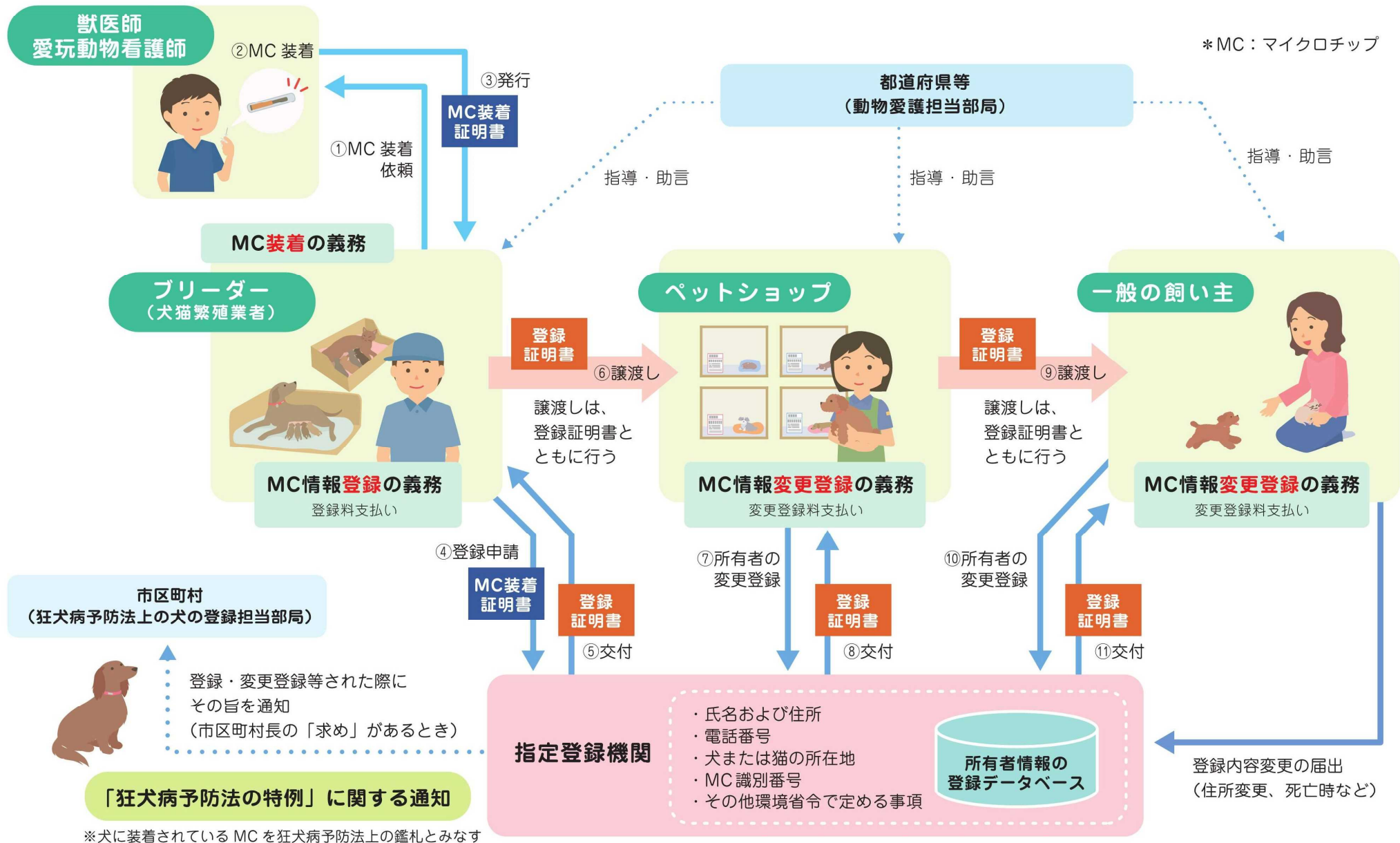
○環境大臣は、事業計画の認可、立入検査等を行う

マイクロチップの登録状況（令和5年1月31日時点）

	犬 	猫 	合計
登録件数	428,836	179,771	608,607※
変更登録件数	358,011	114,295	472,306
登録事項 変更件数	219,090	65,895	284,985
登録証明書 再交付件数	4,140	1,962	6,102
死亡等届出件数	1,541	751	2,292

※ 移行登録件数（152,774）を含む。

犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ（販売ルート）



●犬猫等販売業者（ブリーダー・ペットショップなど）については、MC装着・情報登録を義務化。

●MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録を義務化。

※注：一般の飼い主が第一種動物取扱業者以外から犬猫を入手した場合、MCの装着は義務ではないが、装着した場合には「MC情報の登録」は義務となる。

※指定登録機関への登録料は300円（用紙による申請の場合は1,000円）。

原案：環境省
制作：公益社団法人日本愛玩動物協会

登録証明書

様式第24 (第21条の7第3項関係)

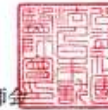
第 号

登録証明書

動物の愛護及び管理に関する法律 第39条の5第1項の登録
第39条の6第1項の変更登録 をする。

よってこの証明書を交付する。

環境大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会



登録日： 年 月 日

01. 登録を受けた犬又は猫に装着されている マイクロチップの識別番号	
02. 暗証記号	
03. 犬又は猫の別	<input checked="" type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
04. 犬又は猫の品種	
05. 犬又は猫の毛色	
06. 犬又は猫の生年月日	年 月 日
07. 犬又は猫の性別	<input type="checkbox"/> 雄(オス) <input checked="" type="checkbox"/> 雌(メス)

本登録証明書は、今後の申請や届出の際に必要となりますので、お手元で大切に保管してください。

登録内容の更新は、こちらより行ってください。



<https://reg.mc.env.go.jp/>

お問い合わせ先

犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会

TEL:03-6384-5320
Email:info@mc.env.go.jp

備考：この登録証明書の用紙が大半は、日本標準規格A4とすること。



犬と猫のマイクロチップ情報登録（トップページ）



動物の愛護及び管理に関する法律に基づく

犬と猫のマイクロチップ情報登録

日本語 | English

マイクロチップ情報登録制度

指定登録機関について

ダウンロード

よくある質問

お知らせ

お問い合わせ

オンラインでマイクロチップ情報を登録しましょう

動物愛護管理法により、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられています。

犬や猫の飼い主の方



ペットとして犬や猫を飼っている方

動物取扱業関連の方



第一種・第二種動物取扱業の方



これまでのマイクロチップ情報の登録申請件数

犬 6,155 件 猫 2,122 件

<https://reg.mc.env.go.jp/>

犬や猫

家族を迎えたら
マイクロチップ情報の
登録をしましょう

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられます。犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は自分の住所や氏名を登録する必要があります。

また、他者から犬や猫を譲り受けた時にはできる限りマイクロチップを装着し、忘れずに登録をしましょう。



購入した犬や猫の
マイクロチップ情報の
登録が
義務になります

マイクロチップって？

直径1.2mm×長さ8mm程度の円筒形で、世界で唯一の15桁の数字が記録された電子標識器具です。この番号を使用して、所有者の情報を登録することで、ペットが迷子になったり災害時にはぐれてしまったりしても、身元を確認することができます。



マイクロチップ情報の登録及びお問い合わせはこちら

犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人日本獣医師会

登録は「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトへ



TEL: 03-6384-5320 Eメール: info@mc.env.go.jp



いのちみつめる、いのち育む。
公益社団法人 日本獣医師会

犬や猫を購入した際の手続方法

オンラインによる変更登録の申請（飼い主が変更になった場合）

※オンラインによる申請が困難な場合は、以下のお問い合わせ窓口までご相談ください。

①情報の準備
マイクロチップの識別番号及び暗証記号
前の飼い主から犬や猫と一緒に渡される登録証明書に記載されています。

②オンラインで申請
パソコン又はスマートフォンから、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトにアクセス。ガイドに従い必要事項を記入してください。

③手数料のお支払い
変更登録の手数料: 300円/回
お支払い方法: クレジットカード決済、又はバーコード決済

④登録証明書のダウンロード
画面に表示される「登録証明書をダウンロードして、大切に保管してください。」



https://reg.mc.env.go.jp

住所や氏名、電話番号が変更になった場合や、犬や猫が亡くなった場合も届出が必要です。詳しくは「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトをご覧ください。

マイクロチップ情報登録 お問い合わせ窓口

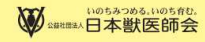
TEL: 03-6384-5320 E-mail: info@mc.env.go.jp

犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会



〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

購入した犬や猫の
マイクロチップ情報の登録が
義務になります



いのちみつめる、いのち育む。
公益社団法人 日本獣医師会

犬や猫を家族を迎えたら マイクロチップ情報の変更登録をしましょう

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は自分の住所や氏名、電話番号を変更登録する必要があります。



（マイクロチップとは？）

マイクロチップは、直径1.4mm、長さ8.2mm程度の円筒形の小さな電子標識器具です。電池の交換の必要はありません。マイクロチップには世界で唯一の15桁の数字が記録されています。皮下に装着されたマイクロチップの番号は、専用のリーダー（読取器）で読み取ることができます。



（マイクロチップで身元を確認できます）

犬や猫が迷子になったときや、地震などの災害、盗難や事故によって、飼い主と離ればなれになったときに、保護された犬や猫のマイクロチップの番号を専用のリーダーで読み取ります。その番号からデータベースに登録されている飼い主の情報と照合することで、飼い主に連絡することができます。

飼い主の方に 行っていただきたいこと

マイクロチップに關して分からないことがあれば、かかりつけ動物病院やペットショップなどで相談できます。

マイクロチップ情報の 変更登録をしてください

マイクロチップを装着した犬や猫を迎え入れた飼い主は、ご自身が飼育する動物として、所有者情報を変更するための登録を行わなくてはなりません。変更登録の手続は、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えます。



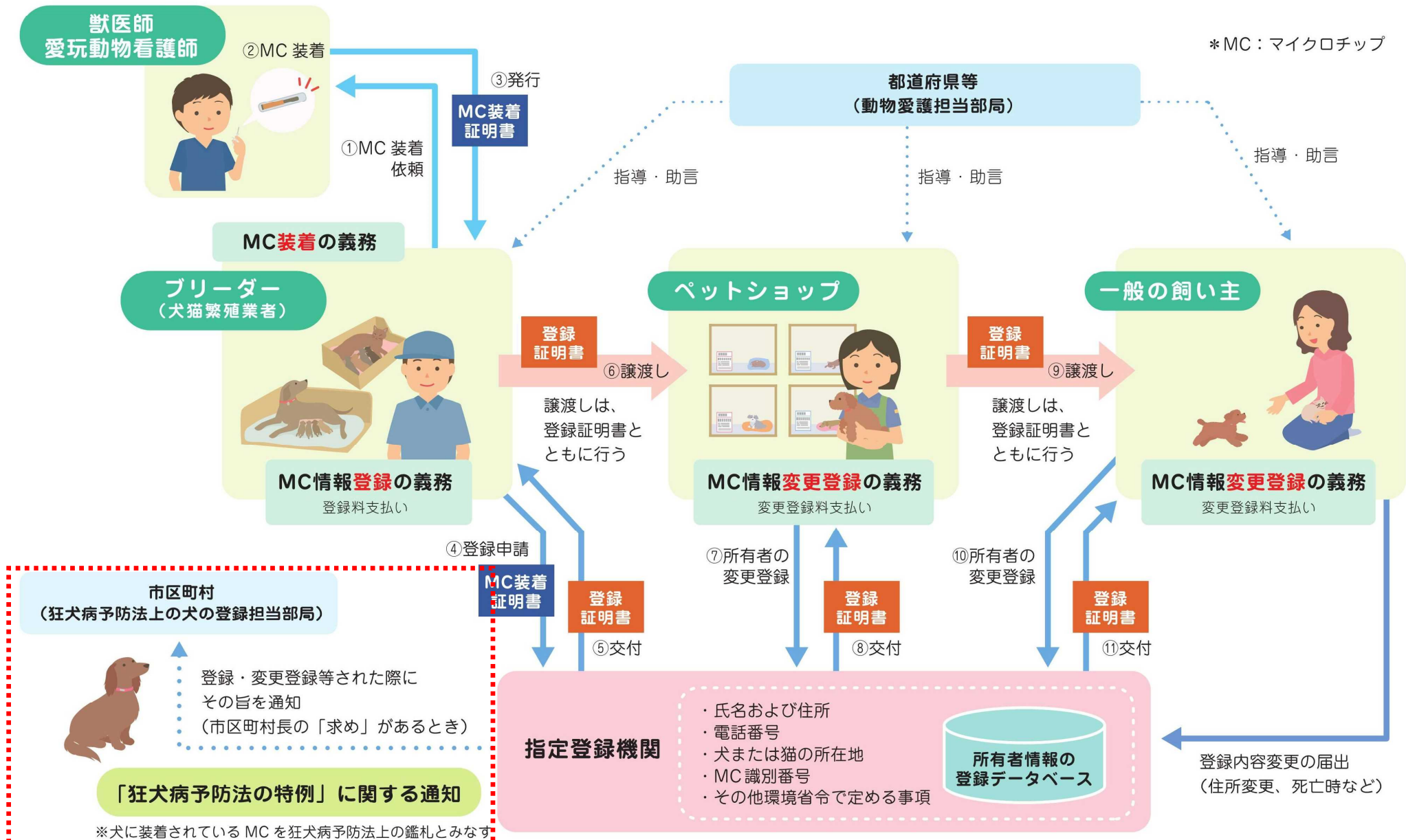
登録済みの証明書は、次回手帳の領に必要となりますので大切に保管してください。

犬や猫の飼い主向けの Q&A

- Q 装着による害はないですか？
A 日本獣医師会では、これまで20年以上にわたりマイクロチップの登録事業を行っており、国内でも既に装着の実績が多数あります。これまでの実績から、装着による障害は、ほとんど報告されていません。
- Q ペットショップ以外から入手した、又は以前から飼っている犬や猫に装着の義務はありますか？
A 義務ではありませんが、犬や猫が迷子になった場合などをマイクロチップが装着されていると飼い主のもとへ戻る確率が高まります。できるだけ装着と登録をお願いします。
- Q 引っ越しで住所や電話番号が変わったら、登録の変更は必要ですか？
A 住所や電話番号、結婚して姓が変わった場合など、飼い主の情報に変更が生じた場合は、30日以内に登録事項の変更の届出を行ってください。
- Q 既に登録されている犬や猫を譲渡する場合は、どのようなことに気をつけたいですか？
A 登録時にダウンロードした「登録証明書」を犬や猫と一緒に新しい飼い主に渡し、新しい飼い主に登録事項の変更を促してください。

2. 「狂犬病予防法の特例」について

犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ（販売ルート）



● 犬猫等販売業者（ブリーダー・ペットショップなど）については、MC装着・情報登録を義務化。

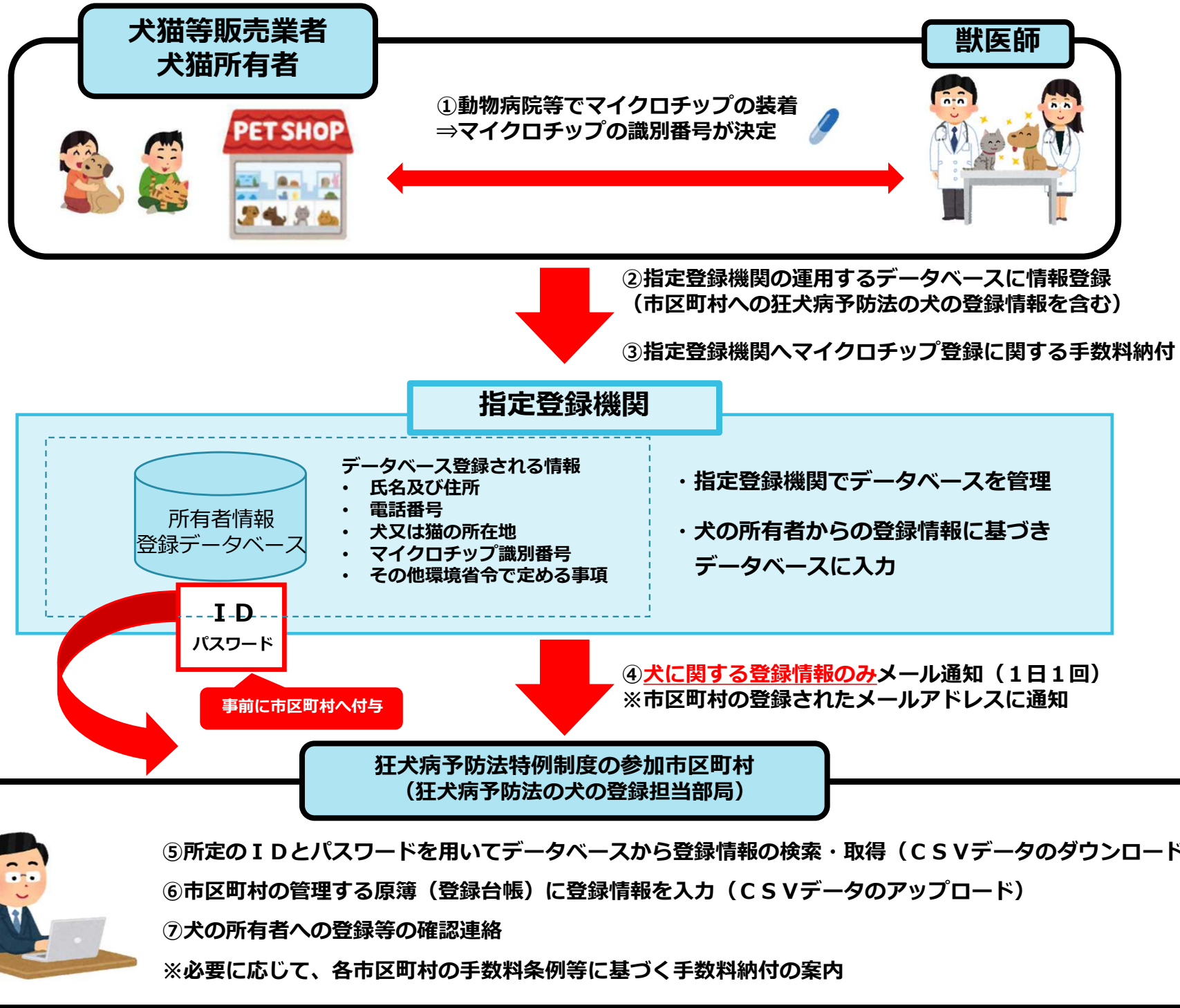
● MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録を義務化。

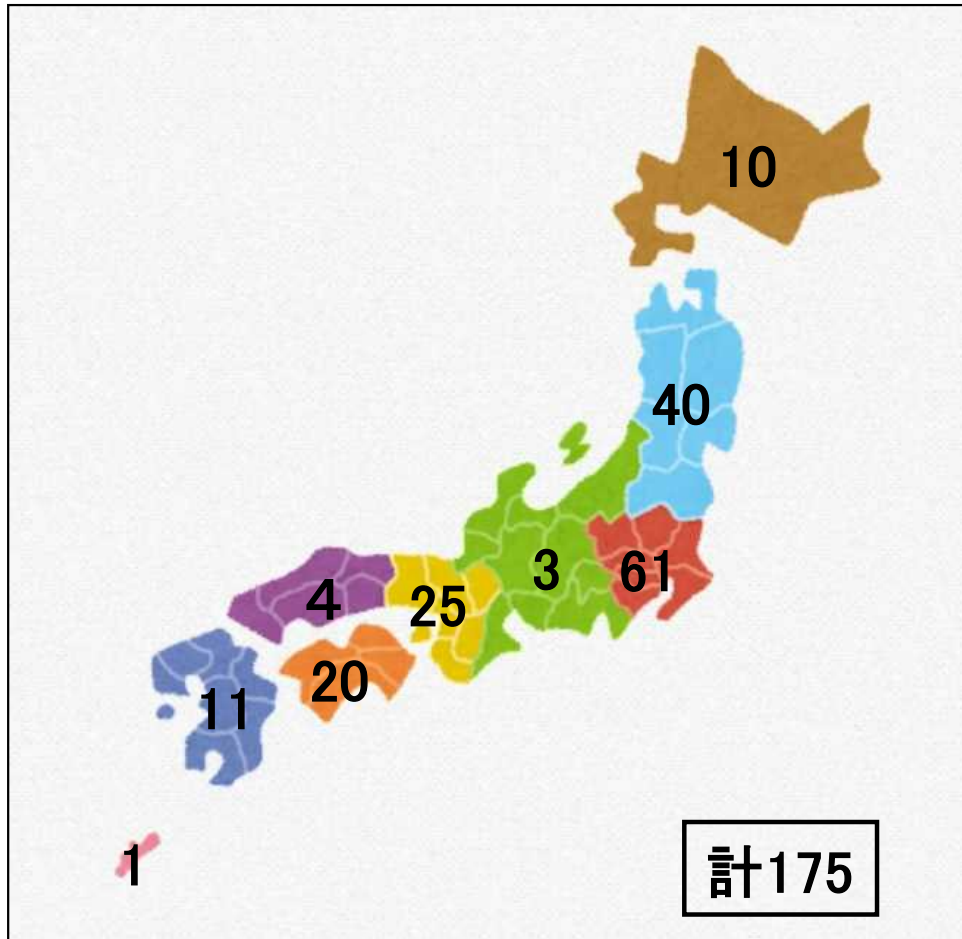
※注：一般の飼い主が第一種動物取扱業者以外から犬猫を入手した場合、MCの装着は義務ではないが、装着した場合には「MC情報の登録」は義務となる。

※指定登録機関への登録料は300円（用紙による申請の場合は1,000円）。

原案：環境省
制作：公益社団法人日本愛玩動物協会

狂犬病予防法特例の概要





＜政令指定都市・中核市・特別区の状況＞

○東北地方

・岩手県:盛岡市

○関東地方

・千葉県:柏市

・東京都:目黒区除く22区、八王子市

・神奈川県:川崎市

○近畿地方

・京都府:京都市

・大阪府:大阪市、堺市、豊中市、高槻市、八尾市、東大阪市

・奈良県:奈良市

○中国地方

・広島県:福山市

○四国地方

・愛媛県:松山市

・高知県:高知市

・緑:政令指定都市(4)

・青:中核市(11)

・黄:特別区(22)

●【求め】をしている市町村

北海道 10 青森県 15 岩手県 14 宮城県 7 福島県 4 茨城県 2 埼玉県 4 千葉県 12

東京都 41 神奈川県 2 新潟県 1 石川県 1 静岡県 1 京都府 1 大阪府 12

奈良県 7 和歌山県 5 鳥取県 1 広島県 2 山口県 1 徳島県 2 愛媛県 7 高知県 11

福岡県 2 熊本県 7 鹿児島県 2 沖縄県 1

3. 令和4年6月に改正施行された 動物愛護管理法施行規則の解説

【マイクロチップを装着する者：獣医師、愛玩動物看護師】

＜法施行規則第21条の4第1項＞

- ・ **愛玩動物看護師** . . . **診療の補助**として獣医師の指示の下に行われる場合のみ装着することができる。



採血、投薬（経口など）、**マイクロチップ挿入**、カテーテルによる採尿など

診療の補助：愛玩動物に対する診療（獣医師法第17条に規定する診療をいう。）の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。（愛玩動物看護師法第2条第2項抜粋）

【マイクロチップを装着する必要がない場合】

＜法施行規則第21条の4第3項第2号＞

犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあること。

- 例示
- ・ マイクロチップを装着する部位周辺に重大な疾患を有するとき
 - ・ 磁気共鳴画像法(MRI)による画像診断を行う予定があり撮影に支障が生じる場合



その判断は、専門的な知識を有する獣医師によりなされることが望ましい。

【マイクロチップ装着証明書記載事項】

＜法施行規則第21条の5第1項第9号＞

マイクロチップを装着した施設名及び所在地（**診療施設**にあつては、獣医療法施行規則第1条第1項第3号に規定する**開設の場所**）



診療施設・動物愛護管理センターを想定

※イベント等や訪問診療で獣医師が勤務場所と異なる場所でマイクロチップを装着する場合

獣医師が所属する診療施設名及び所在地を記載する運用

＜法施行規則第21条の5第1項第11号＞

マイクロチップを装着した獣医師の氏名

- ① マイクロチップを装着した獣医師
- ② マイクロチップを装着した獣医師
- ③ マイクロチップを装着した愛玩動物看護師

にその装着の指示をした獣医師

＜法施行規則第21条の5第4項＞

● マイクロチップ装着証明書を発行した診療施設が廃業した場合等、再発行ができない場合が想定される。

⇒ マイクロチップの装着を確認した獣医師によって発行される証明書（診断書等）を装着証明書とみなせる。

マイクロチップ装着証明書

様式第 22 (第 21 条の 5 第 2 項関係)

年 月 日

マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりマイクロチップ装着証明書を発行する。

記

1	マイクロチップの識別番号	
2	犬又は猫の名	
3	犬又は猫の別	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫
4	犬又は猫の品種	
5	犬又は猫の毛色	
6	犬又は猫の生年月日	年 月 日
7	犬又は猫の性別	<input type="checkbox"/> 雄(オス) <input type="checkbox"/> 雌(メス)
8	2 から 7 までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
9	マイクロチップの装着日	年 月 日
10	マイクロチップを装着した施設名及び所在地(診療施設にあっては獣医療法施行規則第 1 条第 1 項第 3 号に規定する開設の場所)	〒
11	マイクロチップを装着した施設の電話番号	

マイクロチップを装着した獣医師の氏名

備考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

<新規則第21条の5第1項第9号関係>

- ・ 診療施設
- ・ 動物愛護管理センター
- ※ イベント等や訪問診療の場合

⇒装着した獣医師所属の診療施設

<新規則第21条の5第1項第11号関係>

- ① マイクロチップを装着した獣医師
- ② マイクロチップを装着した獣医師にその装着の指示をした獣医師
- ③ マイクロチップを装着した **愛玩動物看護師** にその装着の指示をした獣医師

※ 愛玩動物看護師の氏名は記載しない。

※注意

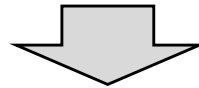
令和 4 年 6 月 1 日以降に犬猫にマイクロチップを装着した場合に使用できる証明書になる。

4. 令和5年6月に改正施行される 動物愛護管理法施行規則の解説

① マイクロチップの取り外し後の速やかな装着（第21条の6）

- 健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるやむを得ない事由として、マイクロチップを取り外す。

⇒当該やむを得ない事由の消滅後速やかにマイクロチップを装着する。

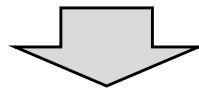


マイクロチップの取り外し後の装着規定の追加

② マイクロチップ情報の提供（第21条の11）

- 負傷等した犬猫を発見した者は、その所有者が判明しているときには通報する。（努力義務）

⇒獣医師が負傷等した犬猫を発見した場合に、システムから登録情報を検索する。



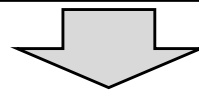
動物病院等が所有者に通報するための獣医師への情報提供規定の追加

② マイクロチップ情報の提供（第21条の11）

● 第21条の11に「**獣医師への情報提供**」を追加規定する。

背景・課題

- 民間登録団体のマイクロチップ登録事業を利用し、獣医師は動物病院に持ち込まれた犬猫を返還している実績がある。
- 自治体等が稼働していない休日や夜間の時間帯、緊急時等に負傷等した犬猫が動物病院に持ち込まれることがある。
- 法定登録制度では、獣医師への情報提供がされておらず、マイクロチップリーダーを配備していても、負傷等した犬猫の所有者に直ちに通報ができない。（治療の了承等を得ることができない。）



対応案

動物病院に持ち込まれた犬猫については、休日や夜間、緊急時等の自治体等が稼働していない時間帯であっても、動物病院の獣医師が犬猫の所有者に直ちに連絡することを可能とする。このため、環境大臣は、動物病院の獣医師に対し、犬猫の所有者に関する情報を提供することとする（獣医師による指定登録機関の登録データベースの検索を可能とする。）

<改正概要：第21条の11（情報の提供）>

環境大臣は、獣医療法に規定する診療施設の開設の届出をした獣医師、当該届出があった診療施設で診療の業務を行う獣医師及び診療施設を管理する者（獣医師）に対し、負傷等した犬猫の所有者に対する通報に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行う。

※指定登録機関の登録データベースを利用する獣医師は、個人情報保護法に定める『個人情報取扱事業者』に該当し、同法に基づく各種義務（不適正な利用の禁止等）がかかる。

<参考：法第36条第1項（負傷動物等の発見者の通報措置）>

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

所有者不明の犬猫の返還図（現状）



飼い主はどこに
いるのだろう？

拾得者

迷子犬猫

迷子の犬猫を発見し、
拾得する。

動物愛護管理センター・保健所等

保健センター

マイクロチップの識別
番号を読み取る。

データベース
検索へ

環境省データベースから
検索する。*1

DB

*1 環境省データベースに登録がない場合には、
民間登録団体の登録状況を確認する。

持込み

動物病院

マイクロチップの識別
番号を読み取る。

お迎え

お迎え

電話連絡

保護して
いること
を伝える。

指定登録機関
(日本獣医師会)

電話連絡*2

マイクロ
チップの
識別番号
を伝える。

DB

環境省データベースから
検索する。

電話連絡

保護して
いる動物
病院を伝
える。

飼い主

動物愛護管
理センター、
保健所、指
定登録機関
からの連絡
を待つ。

電話連絡を受け取る
ようにする。

注：対応できない動物病院もある。

*2 獣医師が民間登録団体の登録状況を確認し、飼い主に直接、電話で連絡する場合があります。

※受付時間
8:00~20:00
(土日祝日含む)

所有者不明の犬猫の返還図（改正後）

自治体経由 動物病院経由

飼い主はどこに
いるのだろう？

拾得者

迷子犬猫

迷子の犬猫を発見し、
拾得する。

引取りの
求め

動物愛護管理センター・保健所等

保健センター

マイクロチップの識別
番号を読み取る。

データベース
検索へ

環境省データベースから
検索する。*1

DB

*1 環境省データベースに登録がない場合には、
民間登録団体の登録状況を確認する。

持込み

動物病院

① マイクロチップの識別
番号を読み取る。

② 環境省データベー
スから検索する。*2

お迎え

お迎え

電話連絡

保護して
いること
を伝える。

飼い主

動物愛護管
理センター、
保健所、動
物病院から
の連絡を待
つ。

電話連絡を受け取る
ようにする。

電話連絡

保護していることを伝える。

注：対応できない動物病院もある。

*2 環境省データベースに登録がない
場合には、民間登録団体の登録状
況を確認する。

ご清聴いただきありがとうございました。



新システムの操作方法やアカウント発行に関しては令和5年4月下旬頃より順次、指定登録機関から説明を行います。

本説明動画に関するご不明点はこちらのお問い合わせフォームまでお願いします。

<https://reg.mc.env.go.jp/owner/inquiry/init>